

議 案 第 39 号 説 明 資 料

令和7年8月29日

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	1
改正内容	1～4
参考資料	5～6
新旧対照表	7～9

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

住民基本台帳や地方税、介護保険等の基幹業務システムについては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年9月1日施行）及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和4年10月7日閣議決定）に基づき、令和7年度末までに国が定める標準化仕様（「地方公共団体情報システム共通仕様書」）に適合したシステムへの移行が必要であり、本町では、令和7年10月20日に移行する予定です。

システムの標準化に伴い、本町の住民基本台帳に登録されていない^{じゅうとうがいしゃ}住登外者（※）を基幹業務システムで処理するため、「住登外者宛名番号管理機能」が導入されます。

住登外者宛名番号管理機能では、国の標準化仕様に準拠するため、宛名番号以外にも個人番号を管理する必要があることから、当該機能で処理する事務を、個人番号の独自利用を行う事務として規定するための所要の改正を行うものです。

※ 住登外者とは

町外に住民登録しているため、本町の住民基本台帳に登録されていないが、管理が必要な個人のこと。

《例》

- ・町外に住民登録している者が、本町に不動産を所有しているため、本町から固定資産税を課税する者
- ・高齢福祉施設への入所に伴い、町の被保険者資格を継続したまま町外に転出する者（住所地特例の対象となる者）

など

2 改正内容

(1) 独自利用事務の追加【条例別表第1（第4条関係）】

独自利用事務として、個人番号の利用範囲を定める別表第1に、「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務」を規定します。

（改正箇所）

- ・別表第1に次の内容を追加します。

6 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

(2) 法定事務と住登外者宛名番号管理機能の情報連携（庁内連携）の追加【条例第4条】

法定事務及び準法定事務の処理において、住登外者宛名番号管理機能との情報連携を可能とすることを規定します。

(改正箇所)

- ・第4条第1項を各号列記する形に整え、次の下線部を追加します。

- | |
|---|
| (1) 別表第1の左欄に掲げる大磯町の執行機関（以下単に「執行機関」という。）が行う同表の右欄に掲げる事務 |
| (2) 別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務 |
| (3) 執行機関が行う特定個人番号利用事務 |
| (4) <u>別表第2の左欄に掲げる執行機関が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務</u> |

- ・第4条第4項に次の内容を追加します。

別表第2の左欄に掲げる執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（本町の住民基本台帳に記録されていない者であって、住民とは別に管理しておく必要がある者をいう。以下同じ。）を一意に特定する住登外者宛名番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。
--

(3) 独自利用事務と住登外者宛名番号管理機能の情報連携（庁内連携）の追加

【条例別表第2（第4条関係）】

次の4つの独自利用事務について、「住登外者宛名情報」を連携できる情報として規定します。

- ア 障害者の医療費の助成に関する事務
- イ ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務
- ウ こどもの医療費の助成に関する事務
- エ 重度障がい者等手当の支給に関する事務

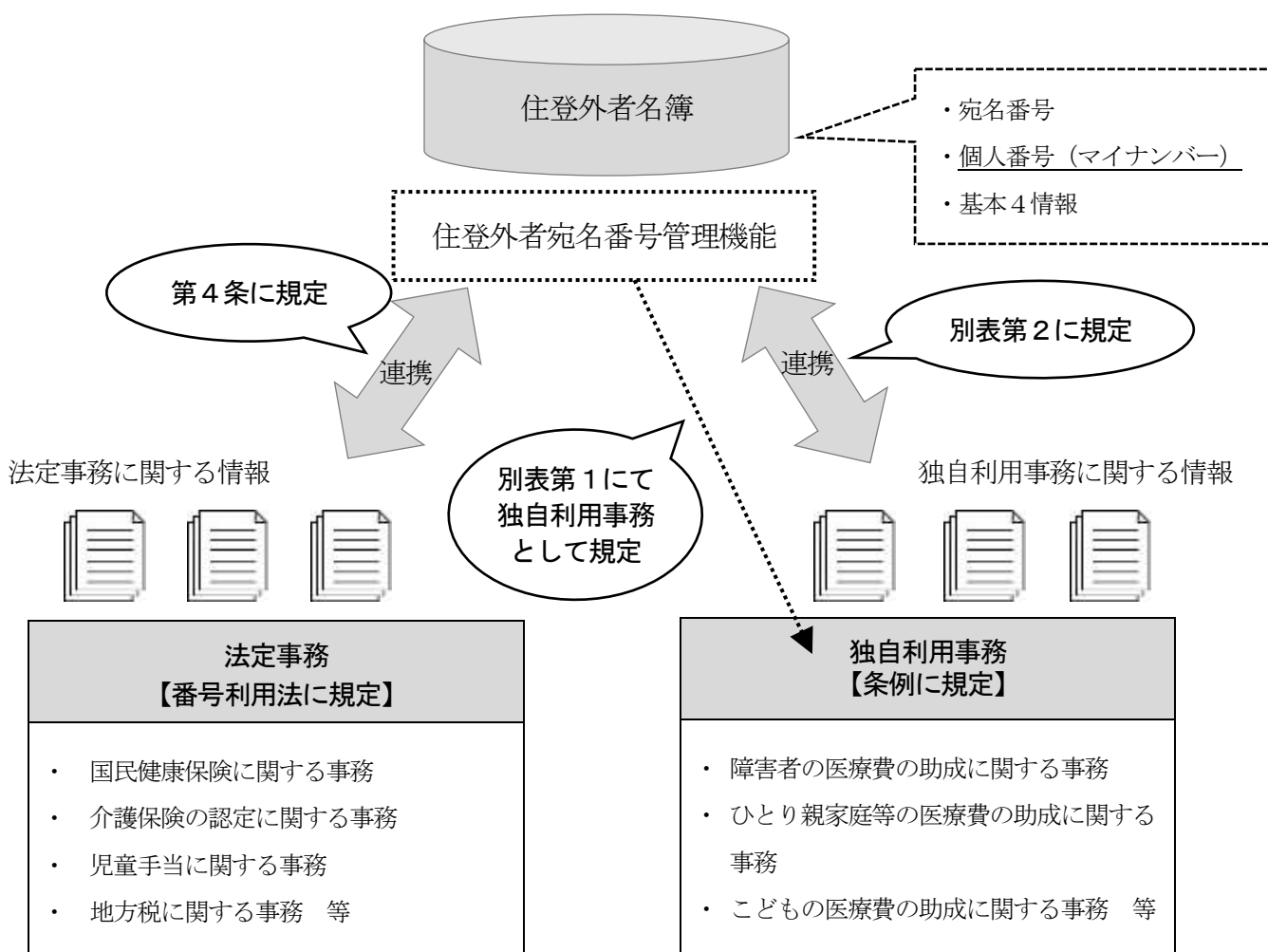
(改正箇所)

- ・別表第2の各項の特定個人情報の欄に「住登外者宛名情報」を追加します。

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	大磯町障害者の医療費の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

2 町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
3 町長	大磯町こどもの医療費の助成に関する条例によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
4 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による重度障がい者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

■ 情報連携のイメージ



(4) 施行日

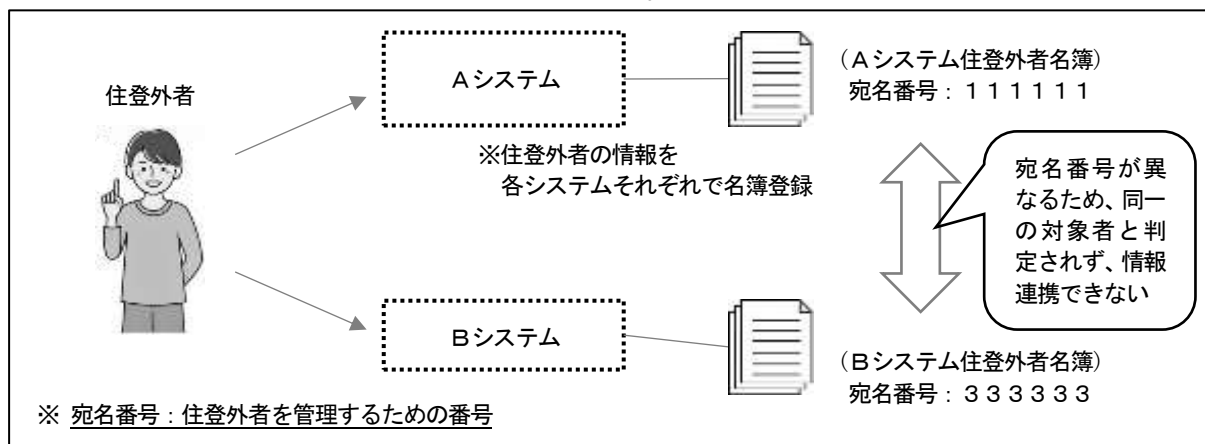
公布の日から施行します。

3 参考資料

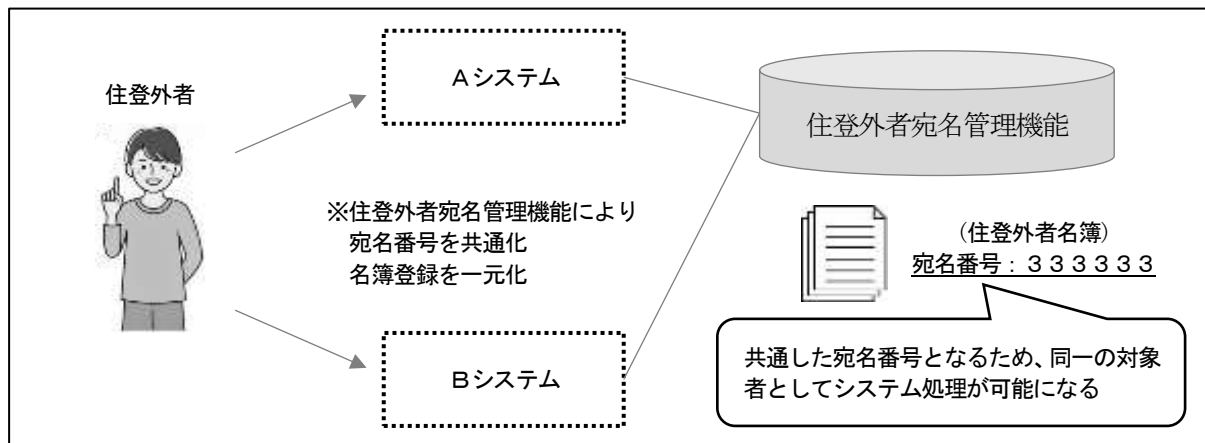
(1) 住登外者宛名番号管理機能導入の背景

本町に住民登録がされている者は、住民基本台帳の個人番号（マイナンバー）により管理されていることから、基幹業務システムの各システムで連携した処理が可能です。

一方で、住登外者については、住民基本台帳で管理されていないことから、各システムで個別に管理されていました。そのため、各課において情報を共有・連携した業務処理ができないという課題がありました。



住登外者宛名番号管理機能により、住登外者の宛名番号を共通化して管理し、住登外者の情報を基幹業務システムの各システムで連携して処理します。



《導入効果》

- ・本町に住民登録のある町民と同様に、住登外者に対してもワンスオンリー（町が情報連携を行うことで、一度申告した情報の再提出を不要にすること）による行政サービスが実現できます。
- ・住登外者の情報を一元的に管理することで、行政サービスの提供漏れや、事務処理の見落としを防ぐことができます。

(2) 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の意義

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）には、国が定める個人番号を利用できる事務が規定されています。

一方、自治体が独自に行う個人番号を利用できる事務（以下「独自利用事務」という。）については、番号利用法の規定により、地方公共団体の条例に規定することが定められています。

そこで、「大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「条例」という。）において、個人番号を取り扱う事務や他自治体等との情報連携を行う事務を、独自利用事務として規定する必要があります。

(3) 住登外者宛名番号管理機能との関係

「住登外者宛名番号管理機能」では、住登外者を管理するため、宛名番号、基本4情報（氏名、性別、生年月日、住所）とともに、個人番号を記録します。

このため、当該機能を扱う事務については、「番号利用法」の規定により、法第9条第2項の規定に基づく個人番号の独自利用事務として条例に定める必要があります。

（令和6年4月4日付、デジタル庁からの通知による）

また、住登者外宛名番号管理機能は、税や介護保険等の各業務システムから情報参照するため、「番号利用法」に基づく“個人番号の利用”（第9条第2項）を行うものとして、条例に定める必要があります。

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
第1条～第3条 省略 (個人番号の利用範囲) 第4条 <u>法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。</u> (1) <u>別表第1の左欄に掲げる大磯町の執行機関（以下単に「執行機関」という。）が行う同表の右欄に掲げる事務</u> (2) <u>別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務</u> (3) <u>執行機関が行う特定個人番号利用事務</u> (4) <u>別表第2の左欄に掲げる執行機関が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務</u> 2・3 省略 4 <u>別表第2の左欄に掲げる執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者であって、住民とは別に管理しておく必要がある者をいう。以下同じ。）を一意に特定する住登外者宛名番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u> 5 <u>第2項及び第3項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u> 第5条・第6条 省略 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第1条～第3条 省略 (個人番号の利用範囲) 第4条 <u>法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる大磯町の執行機関（以下単に「執行機関」という。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。</u> 2・3 省略 4 <u>前2項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u> 第5条・第6条 省略

改正案		現行		
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）		
執行機関	事務	執行機関	事務	
省略	省略	省略	省略	
5 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による重度障がい者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	5 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による重度障がい者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
6 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの			
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	大磯町障害者の医療費の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	1 町長	大磯町障害者の医療費の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
				医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
				住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	2 町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
				医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
				住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 町長	大磯町こどもの医療費の助成に関する条例によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	3 町長	大磯町こどもの医療費の助成に関する条例によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
				医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
				住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

改正案			現行		
4 町長	<u>神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による重度障がい者等手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</u> <u>住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</u>	4 町長	<u>神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による重度障がい者等手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</u>
別表第3 省略			別表第3 省略		